

## はじめに

平成14年10月に施行された「身体障害者補助犬法」は、身体障害者の方が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴して、市役所や公民館などの公共施設、電車・バス・飛行機などの交通機関、飲食店・ホテル・デパートなどの「不特定多数の者が利用する施設」を利用することを保障する、新しい法律です。

この法律の趣旨は、補助犬の同伴の受け入れをすすめることにより、障害者の行動範囲を広げ、社会参加と自立を促す一助とすることにより、補助犬の役割を多くの人々が理解してその利用を受け入れていくことが望まれます。

施設への補助犬の受け入れをすすめるためには、補助犬の清潔や衛生状態の確保も重要な要素になります。法律では、使用者が補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるなどの公衆衛生上の対策を、適確に行うことが義務づけられました。

このため、補助犬の公衆衛生対策に関する必要な事項について、厚生労働省健康局結核感染症課が支援して、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の作成に関する研究（厚生科学研究：研究班長 山根義久 東京農工大学教授）（注1）が採り入れ、とりまとめられたガイドラインを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（注2）と健康局結核感染症課長通知（注3）により自治体等に配付し、法律の運用に活用いただいているところです。

本書は、施行された法律、政・省令に合わせて、上記「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の表記を一部修正したものです。

身体障害者補助犬の衛生管理のため、ご活用いただくよう御願います。

（注1）平成14年度厚生科学研究特別研究事業

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインの作成に関する研究」

主任研究官：山根義久（東京農工大学農学部）

分担研究者：竹内 勤（慶應義塾大学医学部）

丸山 務（麻布大学環境保健学部）

山村徳植（北川動物病院）

村中志朗（広尾動物病院）

深瀬 徹（明治薬科大学薬学部）

（注2）「身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」平成14年10月1日

（注3）「身体障害者補助犬法の施行について」平成14年10月1日

平成15年3月

厚生労働省健康局結核感染症課長

遠藤 弘良

## 目次

### ■身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン

#### 第1章 身体障害者補助犬の総論

1. 身体障害者補助犬とは ..... 1
2. 「身体障害者補助犬法」について ..... 2
3. 「身体障害者補助犬の衛生管理ガイドライン」 ..... 3

#### 第2章 身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン

1. ガイドライン策定の目的 ..... 5
2. ガイドラインの概略 ..... 6
3. 使用者による健康状態の観察 ..... 9
4. 使用者による被毛等の管理 ..... 11
5. 獣医師による健康診断 ..... 15
6. 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等 ..... 25
7. 「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成とその活用 ..... 29

#### 第3章 「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成

1. 健康管理記録作成の目的 ..... 32
2. 健康管理記録の内容に関する検討 ..... 32
3. 健康管理記録の利用方法に関する検討 ..... 34

#### 第4章 「身体障害者補助犬の衛生確保のための 健康管理ガイドライン」の啓発

1. ガイドライン啓発の目的 ..... 40
2. 啓発方法に関する検討 ..... 41

## 身体障害者補助犬の総論

### 1 身体障害者補助犬とは

公共の場に身体障害者補助犬を同伴できることを保障する「身体障害者補助犬法」が平成14年10月1日に施行されました。身体障害者補助犬とは障害者の日常生活を支援する犬のことで、この法律においては、盲導犬、介助犬、聴導犬をさしています。

#### 1) 盲導犬

道路交通法で定める盲導犬であって、厚生労働省が指定した法人から認定を受けている犬のことをいいます。



#### 2) 介助犬

肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げおよび運搬、着脱衣の補助など肢体不自由を補う補助を行う犬であって、厚生労働省が指定した法人から認定を受けている犬のことをいいます。



### 3) 聴導犬

聴覚障害により日常生活に著しい障害がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼び出し音などを聞き分け、そのものに必要な情報を伝え、および必要に応じた音源への誘導を行う犬であって、厚生労働省が指定した法人から認定を受けている犬のことをいいます。



## 2 「身体障害者補助犬法」について

この法律は、身体障害者補助犬の育成およびこれを使用する身体障害者の施設などの利用の円滑化を図り、身体障害者の自立および社会参加の促進に寄与することを目的として制定されました。

具体的には、身体障害者補助犬を訓練する事業を行うものおよび身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務などを定め、さらに身体障害者が国などが管理する施設、公共交通機関などを利用する場合において身体障害者補助犬を同伴する事ができるようになりました。

### 1) 同伴可能な施設

身体障害者補助犬法により、同伴が可能となった施設は以下のとおりです。平成14年10月、平成15年10月と段階的にその範囲が拡大されます。

#### 【平成14年10月から同伴が自由】

- ・ 電車
- ・ バス
- ・ 公園住宅での使用
- ・ 郵便局
- ・ 国立博物館
- ・ 国立大学
- ・ 職場での使用

#### 【平成15年10月から同伴が自由】

- ・ ホテル
- ・ デパート
- ・ レストラン

### 2) 身体障害者補助犬を訓練する事業者に対する義務

- ・ 身体障害者補助犬としての適正を有する犬を選択する。
- ・ 必要に応じて医療を提供するもの、獣医師などとの連携を確保する。
- ・ 各身体障害者に必要とされる補助を的確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより良質な身体障害者補助犬を育成する。

### 3) 身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務

- ・ 訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をする。
- ・ 身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分に管理する。
- ・ 犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情を持って接するなど、適正に取り扱う。
- ・ 身体障害者補助犬の身体を清潔に保ち、予防接種および検診を受けさせる。

### 4) 罰則

身体障害者補助犬を育成することを認定された指定法人は、業務の状況などに関して必要な時に報告をしなければならない規定があり、その規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、また、立ち入り調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、質問に対して答弁をせず、虚偽の答弁をした場合に、その違反行為をした指定法人の役員または職員は20万円以下の罰金を支払わなければなりません。

## 3 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

「身体障害者補助犬法」における「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、身体を清潔に保つとともに、予防接種および検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせ

# 身体障害者補助犬の衛生確保のための 健康管理ガイドライン

ないよう努めなければならない。」という規定に基づき、作成されました。

このガイドラインにおいて、身体障害者補助犬の健康管理は、

- ①使用者による健康状態の観察
- ②使用者による被毛等の管理
- ③獣医師による健康診断
- ④獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

の4つの側面から行うことを提唱し、それぞれについての具体的内容が示されています。



## 1 ガイドライン策定の目的

身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的として本ガイドラインを設定する。

### 解説

昨今、社会のニーズとともに、身体障害者の積極的な社会参加を促進すべく、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の活用が推進されており、これを受けて、「身体障害者補助犬法」が平成14年10月1日に施行されました。

同法では、国などの機関、公共交通機関のほか、不特定多数のものが利用する施設（ホテル、レストランなど）への補助犬の同伴が認められており（同法第7～9条）、これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種および検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。」と規定されています（同法第22条）。

身体障害者補助犬は、その育成に多大なる努力が行われたものであり、一方、使用者にとってはかけがえのないパートナーです。したがって、補助犬は長期間にわたり有効に活用する必要があり、そのためにも、公衆衛生上の危害を生じさせないように努め、補助犬の健康の維持ならびに生活

の質の向上を図ることは、社会的にも、利用者のためにも、きわめて重要な課題です。

したがって、今後、わが国における身体障害者補助犬の活用の際して、獣医学的および医学的な見地からその衛生に関する総合的な検討を行うことが必要です。

以上の観点から、身体障害者補助犬の衛生確保のために必要な健康診断および予防接種などについて技術的助言を行うことを目的として、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の作成ならびにそれに関連する諸事項の検討を実施しました。

なお、この検討は身体障害者補助犬法第22条にもとづいて実施されており、この点からは、ここで策定するガイドラインはあくまでも公衆衛生の確保を基盤とし、犬の健康そのものに言及する性質のものではありません。しかし、犬を清潔に保ち、人と動物の共通の感染症の発生を予防するためには、犬が健康であることが前提であることはいうまでもありません。犬が健康であることによって、人と動物の共通の感染症などの罹患あるいは発症の機会が減少すると考えられます。したがって、ガイドライン策定の目的には、「犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図る」との文言を加えています。

## 2 ガイドラインの概略

ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師とし、各々により実施される健康管理について、具体的な内容の提言を行ったものである。

さらに、本ガイドラインは、利用者による健康管理、獣医師による健康管理とともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、それぞれについて記載を行っている。

すなわち、利用者により実施される作業は、「健康状態の観察」および「被毛等の管理」とし、獣医師により実施される作業は「健康診断」と「予防接種およびその他の疾病予防措置等」とした。

また、これらの4項目に加え、補助犬利用者と獣医師間の連絡の一方法とすること、および補助犬の衛生確保のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるための一方法とすることを目的として、「身体障害者補助犬健康管理記録」を試み、その活用を推奨した。

なお、身体障害者補助犬の利用者は、犬に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その飼育に際して感染の可能性を考慮し、常に自らの健康管理に留意するとともに、他者への感染の防止にも努める必要がある。以上のガイドラインの概略について、「図1『身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン』の概念」に要約して示した。

### 解説

身体障害者補助犬の衛生確保を適切に実施するためには、その犬の利用者が多大なる努力を行わなければならないことは自明です。しかし、それのみでは不十分であり、高度な獣医学的知識を有する獣医師の協力も不可欠です。したがって、ガイドラインでは、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師としました。

また、実際の作業に関しては、利用者による健康管理、獣医師による健康管理とともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、利用者により実施される作業を「健康状態の観察」および「被毛等の管理」、獣医師により実施される作業を「健康診断」と「予防接種およびその他の疾病予防措置等」としました。

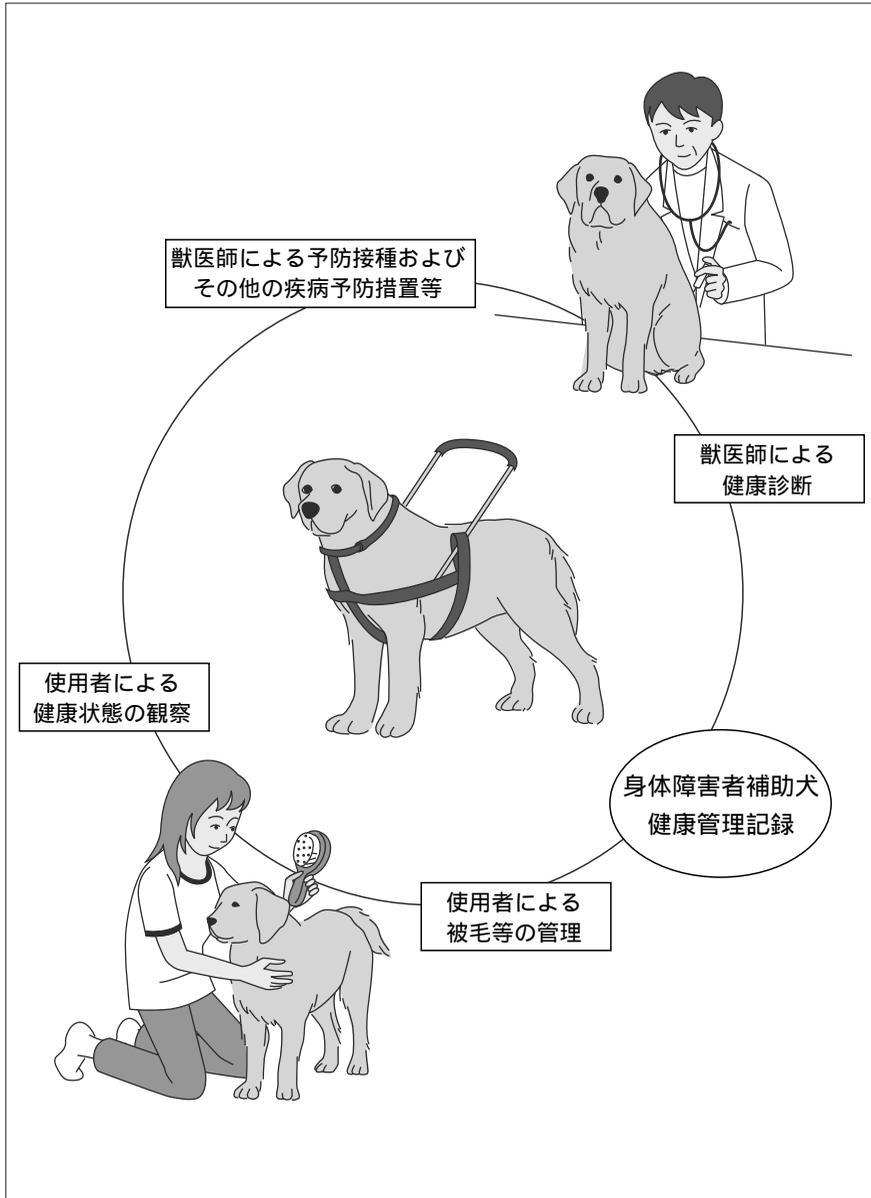
以上の4項目を中心とすることにより、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインが均衡の取れたものになっていると考えます。

また、「身体障害者補助犬健康管理記録」（手帳形式）の作成は、上記の諸作業を円滑に実施し、その成果を広く社会に示すための方策として提案しました。身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインの普及とともに健康管理記録が有効に活用されるように、今後、行政などの適切な対応が望まれます。<sup>(注)</sup>

なお、身体障害者補助犬利用者自身が犬の健康管理についての知識を有し、さらにみずから人と動物の共通の感染症に罹患することのないよう留意すべきことも重要です。ただし、この点に関しては、別途に項目を設けて記載する必要はないと考え、ここに併記するとどめしました。

(注) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成14年10月1日）の3「身体障害者補助犬健康管理記録について（施行規則第5条関係）」を参照。

図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念



### 3 使用者による健康状態の観察

身体障害者補助犬の使用者は、みずからが飼養および利用する犬の健康状態について絶えず観察を行い、異常の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかに獣医師による診断を受けるものとする。

使用者により実施される健康状態の観察項目は、別紙「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態および体重の測定とする。

また、実施頻度は、一般状態の観察は1日1回、体重の測定は1か月に1回とする。

#### 解説

動物の異常の発見はその飼養者により行われることが多く、また、そうあるべきでもあります。身体障害者補助犬に関しても同様であり、使用者による異常の発見が望まれます。したがって、使用者による健康状態の観察は、第一義的に実施されるべき事項と考えます。

ここでは、使用者による健康状態の観察の便をはかるため、チェックシートとして「身体障害者補助犬健康チェック項目」を作成しました。ここに記載のチェック項目にしたがって、健康状態の観察を行うことにより、多くの異常を早期に発見できることが期待されます。

なお、身体障害者補助犬使用者は、常に当該犬と接していると考えられ、犬の健康状態の観察を毎日実施することは大きな負担とは思われません。したがって、「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態の観察は、1日1回実施することを推奨しました。また、体重の測定に関しては、実施がやや煩雑であることと、その他の症状なくして数日あるいは週単位での体重の大きな変動は起こりえないであろうとの判断から、1か月に1回の頻度で行うことを推奨しました。

### 身体障害者補助犬健康チェック項目

ご自身でチェックできない項目については、どなたかにお願ひしてください

- ☆元気はありますか？
- ☆太ったり、痩せたりしてきていませんか？
- ☆食欲はありますか？
- ☆食べ物の好みが変わってきていませんか？
- ☆座り方に異常はありませんか（変な座り方をしていませんか）？
- ☆歩き方に異常はありませんか（変な歩き方をしていませんか）？
- ☆視覚は正常であると思われませんか？
- ☆聴覚は正常であると思われませんか？
- ☆その他の感覚は正常であると思われませんか？
- ☆皮膚の状態に異常はありませんか？ 傷や腫れ、赤みなどはありませんか？
- ☆被毛の状態に異常はありませんか？ 脱毛やツヤが悪いことはありませんか？
- ☆ノミやダニがついていませんか？
- ☆口の周りは汚れていませんか？ よだれや歯石などはありませんか？
- ☆口の臭いは気になりませんか？
- ☆鼻の周りは汚れていませんか？ 鼻汁などはありませんか？
- ☆目の周りは汚れていませんか？ 眼やになどはありませんか？
- ☆耳は汚れていませんか？ 耳あかなどはありませんか？
- ☆耳の臭いは気になりませんか？
- ☆頭をよく振っていませんか？
- ☆お尻の周りは汚れていませんか？ 糞便や発情出血などがついていませんか？
- ☆お尻の周りの臭いは気になりませんか？
- ☆床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか？
- ☆爪は伸びすぎていませんか？
- ☆呼吸が苦しそうなことはありませんか？
- ☆咳やくしゃみをしていませんか？
- ☆運動を嫌がるようになってきていませんか？
- ☆糞便と尿は普段と変わりなく排泄されていますか？ 糞便と尿の色や排泄回数、排泄場所は変わりありませんか？

異常を見つげたり、何か心配なことがある場合には獣医師に相談しましょう

本ガイドラインでは、身体障害者補助犬の使用者は、毎日、みずからが用いる犬の健康状態の観察を行うべきであることを推奨したが、この際の観察を容易にし、また、常に一定の項目について忘れることなく観察できるようにすることを目的として「身体障害者補助犬健康チェック項目」を作成した。

「身体障害者補助犬健康チェック項目」は、使用者が利用するチェックリストであることを考慮し、作成にあたっては平易な用語を使用することを試みている。ただし、ここに設定した項目および内容は犬の健康状態の観察として十分なものとする。

また、異常が発見された際に、すみやかに獣医師に相談することを促すため、その旨を「身体障害者補助犬健康チェック項目」の末尾に記載するなどの配慮も行っている。

## 4 使用者による被毛等の管理

身体障害者補助犬の使用者は、みずからが飼養および利用する犬の被毛等について、適切な管理を行う必要がある。

使用者により実施される被毛等の管理の実施項目および実施頻度は、以下のとおりとする。

### 解説

身体障害者補助犬法では、不特定多数の者が利用する施設への身体障害者補助犬の同伴が認められています。したがって、その健康管理においては、人と動物の共通の感染症を予防するのみにとどまらず、犬を絶えず清浄に保ち、他者に不快感を与えないことも要求されます。

また、清浄に保たれた犬は、他者に好印象を与え、人と動物の共通の感染症を含む種々の疾病の予防などにおいても適切な管理が行われているとの理解が得られやすいと考えます。この点からも、身体障害者補助犬に対して被毛の管理などを実施する意義があると判断されます。

すなわち、身体障害者補助犬の被毛などの管理は、人と動物の共通の感染症の予防に直接的に係る事項ではありませんが、他者に不快感を与えな

いとの広義の公衆衛生の確保のため、加えて人と動物の共通の感染症を含む種々の疾病の予防などにおいて適切な管理が行われているとの理解が得られやすいという利点を考慮し、実施を推奨することとしました。

なお、身体障害者補助犬は、その育成段階において対応の訓練を経て認定されており、その行動や排泄に関しては、とくに他者に不快感を与えることはないと考えられます。したがって、これらの問題については考慮の対象とはせず、犬の外貌あるいは外観、臭気、脱毛などについて検討を行いました。

ただし、単に不快感といっても、それは受け止める人間の側の感覚によりさまざまです。その人間の生活において犬との関係がどのようなものであるか、単純に言えば、犬が好きか嫌いかによって、不快であるか否かに大きな相違が生ずるといえます。そのため、身体障害者補助犬に接する他者がその衛生状態に対してまったく不快感を持たないように基準を定めることは、現実にはほぼ不可能です。管理基準を厳格にすれば、実施が困難となり、基準をゆるくすれば、不快と感ずる人間が増加することは明らかです。

したがって、ここでは、万人が満足すべき基準を設定するのではなく、多くの人間にとって不快と感じないための方策を策定することを試み、身体障害者にとって比較的容易な方法で補助犬に継続的管理を施すことにより、公共施設への受け入れに問題が生じないようにすることを目的としました。

こうした観点から、ここでは、使用者による被毛などの管理として、整毛、皮膚および被毛の洗浄、剪毛、爪切りの4項目を設定しました。

## 1) 整毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なブラシおよび櫛等を選択し、それによる整毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、とくに換毛期等には頻度を増すようにする。

## 解説

整毛は、ブラシを用いるブラッシングおよび櫛を用いるコーミングにより行います。

ブラッシングの効果は、第一に、物理的に皮膚および被毛の汚れを除去し、抜け毛を取り除くことにあります。さらにまた、体表の血行を促進することにより、皮膚の健康を保ち、被毛の光沢を増す効果も期待されます。

加えて長毛種においては、コーミング、すなわち櫛やスリッカーを用いた被毛の手入れをあわせて実施することにより、毛並みを整えることができます。

以上の種々の効果が得られることにより、適切な整毛が行われた身体障害者補助犬は他者から外観的に好印象を持たれる結果となると判断されます。

なお、身体障害者個々人の障害の種類および程度は多岐にわたっており、補助犬使用者がみずから整毛を実施することが不可能な場合があると考えられますが、原則的には、使用者自身が整毛を行うことが望まれます。こうすることによって、補助犬とその使用者とのコミュニケーションの増大がはかれ、さらに皮膚および被毛の異常から推察することが可能な疾患を早期に発見することが可能となると考えます。

整毛の実施頻度は、使用者と補助犬のコミュニケーションをはかる意味からも、1日1回、あるいは少なくとも数日に1回とすべきです。また、換毛期には、脱落した毛をできる限り早期に除去し、補助犬の使用の場を汚さないために、整毛の実施頻度を増すことが望まれます。

## 2) 皮膚および被毛の洗浄

当該犬の皮膚ならびに被毛の性状等にもとづいて、適切なシャンプー製品とリンス製品を選択し、それによる皮膚および被毛の洗浄を実施する。実施頻度は、数週間に1回、ないしは1～2か月に1回程度とする。

## 解説

身体障害者補助犬にシャンプーおよびリンスを施すことにより、皮膚および被毛の汚れやこれらに付着した細菌などを洗い流すことができ、同時に被毛の光沢を増大する効果が期待されます。したがって、前項の整毛と同様に、適切な皮膚および被毛の洗浄が行われた身体障害者補助犬は他者から視覚的に好印象を持たれるといえます。

また、皮膚と被毛の洗浄の結果、日常の生活の場における被毛や落屑などの脱落量を減少させることも可能です。これにより、単に視覚的な好印象を与えるのみならず、実際に補助犬を使用する際に、脱落した被毛や落屑などによって公共的な施設が汚染されるのをできる限り少量にとどめることができますと考えます。

飼育動物に由来する物質に対するアレルギーを有する者が存在することは周知の事実であり、補助犬の場合にもこうしたアレルギーの発生が起こりえないとはいえません。しかし、適切な頻度で皮膚および被毛の洗浄を実施することにより、アレルギーの原因となる物質が補助犬から散逸するのを減少させることが可能であると判断されます。この観点からも、皮膚や被毛の管理は重要です。

シャンプーおよびリンスは、可能であれば補助犬の使用者が行うべきですが、ペットサロンなどに実施を委託してもよいでしょう。

なお、皮膚および被毛の洗浄の実施頻度は、過剰なシャンプーが犬の体表においてバリアの役割を果たしている皮脂を脱落させる危険性があることを考慮し、数週間ないし1~2か月に1回程度とすることを推奨します。また、皮膚疾患などを有する犬においては、皮膚および被毛の洗浄方法などについて獣医師に相談することが望ましいと思われれます。

### 3) 剪毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なはさみ等を選択し、それによる剪毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1年に1~2回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、必要に応じて頻度を増すようにする。

#### 解説

身体障害者補助犬において剪毛は必ずしも必要とは考えられませんが、他者から視覚的な好印象を得るために実施することが望まれます。とくに長毛種の場合は、剪毛により清浄な印象が得られやすくなります。

剪毛は、その実施をペットサロンなどに委託します。

また、実施頻度は、個々の犬の状態にもよりますが、他者からの好印象を得ることを目的とする際には、1年に1~2回程度で十分と判断します。

### 4) 爪切り

爪が過度に伸長した場合には、爪切りを行う。

実施の時期は、各々の犬の状態によるが、起立時に四肢の爪が床面に接触しはじめたときを目安とする。

#### 解説

過剰に伸長した爪は、歩行時に床面に傷害を与える恐れがあり、特に床材が木製の場合にこれが危惧されます。また、爪が伸長した犬は、歩行に際して不快な音を発することがあります。これらも広義の公衆衛生上の問題といえます。

こうした問題を回避するため、定期的に爪切りを実施することを推奨します。爪切りを行う時期としては、上記の問題が発生する頃、すなわち四肢の爪が床面に接触しはじめた頃が適当としました。

また、長毛種では、四肢の肉球間の被毛が過剰に伸長する例があり、このとき、床材によっては犬が滑る危険性があります。犬が滑り、転倒あるいはそれに近い状態になると、補助犬としての活動に支障をきたし、最悪の場合には使用者である身体障害者に危険を及ぼすことも想定されます。したがって、四肢掌部の被毛の処理についても留意すべきです。



## 5 獣医師による健康診断

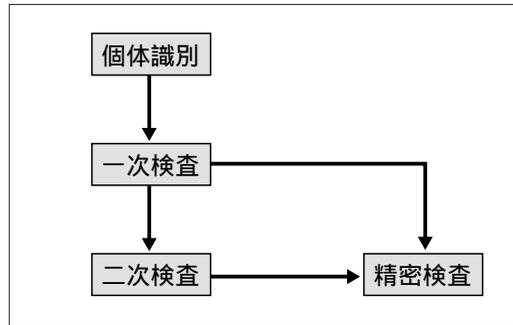
身体障害者補助犬の飼養および利用にあたっては、犬の衛生を確保するため、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断を定期的実施し、衛生管理の啓発と疾病の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかな対応を行わなければならない。

健康診断は、個体識別の後、まず、一次検査として一般的な諸検査を行い、それによって異常が疑われた場合には、二次検査を実施する。また、一次検査および二次検査において異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施する（図2）。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診および体温、脈拍数、呼吸数の計測については1年に2回以上、

血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとする。また、二次検査および精密検査は、個々の例に応じて適切な頻度で実施する。

図2 獣医師による健康診断の流れ



## 解説

身体障害者補助犬の健康管理、とくに疾病の早期発見は、使用者による健康状態の観察のみでは不十分であり、高度の獣医学的知識を有する獣医師による健康診断が定期的に行われなければなりません。ガイドラインでは、補助犬の健康診断は、単に獣医師の資格を有するものが実施するとはせず、診療設備を有すること、ならびに経験などにもとづく確かな診断能力を有することを考慮し、小動物臨床に従事する獣医師により実施されるべきとしました。

獣医師による健康診断は、詳細に行われるのが望ましいのはいうまでもありませんが、費用などを勘案し、スクリーニング的な諸検査を実施し、それによって異常が発見された場合にはさらにほかの検査を行うこととしました。すなわち、ガイドラインでは、獣医師による健康診断は、個体識別の後、一次検査として一般的な諸検査を行い、一次検査において異常が疑われた場合には二次検査を実施します。また、一次検査において具体的な異常が認められた例および二次検査においてさらに異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施することを規定しました。

なお、獣医師による健康診断の実施頻度は、できる限り頻繁に行われることが望まれますが、この点についても補助犬使用者の労力ならびに費用の負担などを考慮し、現実的な頻度の設定を試みました。すなわち、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診および体温、脈拍数、呼吸数

の計測については、多額の費用が必要ではないことから、1年に2回以上とし、血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとし、また、二次検査および精密検査は、これらの検査結果にもとづいて個々の例に応じて適切な頻度で実施します。

ここに規定した健康診断の頻度は、現在の獣医療の環境から判断しても、妥当なものと考えられます。また、前述のように、補助犬使用者が毎日、健康状態の観察を行い、異常が認められた場合にはすみやかに獣医師の診療を受けることも推奨しており、上記の健康診断の実施頻度で疾病の早期発見に著しい障害が発生するとは思われません。

## 【個体識別】

身体障害者補助犬の個体識別は、「身体障害者補助犬法」第12条に規定されている「厚生労働省令で定める表示」を確認することにより実施する。さらに、当該犬の品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標徴を動物診療施設の診療記録簿に詳細に記載し、次回以降はその記載および「身体障害者補助犬健康管理記録」における記載と併せて個体識別を行う。また、マイクロチップを使用している場合には、それを利用することが望ましい。

## 解説

身体障害者補助犬の健康診断および各種処置の実施にあたり、個体識別は行う必要があります。

身体障害者補助犬法では第12条において、身体障害者補助犬はその利用に際して「厚生労働省令で定める表示」を行うことが規定されています。補助犬の個体識別は、この「厚生労働省令で定める表示」にもとづくのが第一と考えます。

しかし、ここでいう「表示」のみで個体識別を行うのは困難であり、犬の写真やその他の標徴などの記録との照合が必要となります。ここでは、「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成を推奨していますが、健康管理記録を活用し、そこに添付の写真ならびに記載されている品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標徴を診療記録簿の記載と照合して個体識別を実施することを推奨します。

なお、マイクロチップを使用している犬の場合には、それを利用することにより、さらに確実に個体識別が可能となると考えます。

## 【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとする。

### 解説

一次検査は、すべての身体障害者補助犬に対して実施を推奨するもので、これに係る費用などではできる限り最小限にすることが望まれます。したがって、ガイドラインに示す一次検査の項目は、犬の健康管理におけるスクリーニング検査として必要最小限のものにとどめました。

### 1) 問診

補助犬の飼い主から当該犬の一般状態等を聴取し、とくに前回の健康診断以降の異常の有無について調査する。

この際、「身体障害者補助犬健康管理記録」を活用する。

### 解説

問診は、獣医師が飼い主から犬の状態を聴取するために行うもので、これ以降の諸検査の実施にあたっての方向性をも決定しうる意義があるといえます。獣医師は、身体障害者補助犬の飼い主から当該犬の一般状態、とくに前回の健康診断以降の様子について、できる限り丁寧に聞き出さなければなりません。また、転院などの理由により当該犬の健康診断が新規の場合には、「身体障害者補助犬健康管理記録」に記載の事項を熟読し、その補助犬の経歴ならびに過去の所見などを把握すべきです。

### 2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無等とする。

### 解説

視診およびこれ以降に記載する触診、打診、聴診と体温、脈拍数、呼吸数の測定は、前述の問診と同様に、とくに多額の費用を必要としない検査です。身体障害者補助犬の一次検査として詳細に実施されることを期待します。

視診による観察は、補助犬使用者が毎日行うべきと定めた健康状態の観察と重複し、異常がある場合には問診によってすでに把握している場合もあると思われませんが、あくまでも高度の専門的知識を有する獣医師として予断を有さずに視診を実施すべきです。

### 3) 触診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態等とする。

### 解説

触診も補助犬使用者が行う健康状態の観察により察知されうる異常をさらに調査することになると思われませんが、視診と同様に、飼い主からの問診の結果にとどまらず、獣医師として適切に行うべきです。

なお、視診と触診は同時に、並行して実施するものとします。

### 4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部について指々打診を行い、異常の有無を観察する。

すなわち、打診部位を手指により叩打し、その際の振動音、すなわち打診音を聴取する。

### 解説

打診は、体内の異常を間接的に発見するための方法として重要です。犬の場合には、指々打診が中心となると思われませんが、必要に応じてその他の種々の打診法を併用して検査が行われることが望まれます。

## 5) 聴診

補助犬の主として胸部および腹部の聴診を行い、異常の有無を観察する。聴診の主たる対象は以下の各項目とする。

### ①心臓

心拍動のリズムの変化、心内雑音の有無、心膜の摩擦音の有無等

### ②呼吸器系

喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等

### ③消化器系

消化管の蠕動音等

### 解説

聴診は、体内の深部器官から発する音を聴取し、内部の異常の有無を推察する検査法で、種々の疾患の検査ならびに診断にきわめて重要です。できる限り詳細に聴診を行い、スクリーニング検査としての一次検査において有効に実施されることが期待されます。

## 6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値からの逸脱の有無を検討する。

### 解説

体温、脈拍数、呼吸数の測定は、これらにより異常が認められた場合に、その異常の原因をただちに特定できるものではありませんが、ほとんど費用を必要とせずに犬の体内の状況を数値的に表示しうるものとして、一次検査において採用しました。

## 7) 血液学的検査

実施が推奨される血液学的検査項目は、以下のとおりとする。

- ①赤血球数 または ヘマトクリット値
- ②白血球数
- ③犬糸状虫マイクロフィラリア

### 解説

血液学的検査には、現在、非常に多くの項目が確立されています。それらの多くを実施することにより、得られる情報量は著しく増大し、臨床検査として有用であることはいうまでもありません。しかし、血液学的検査の実施には、前述の諸検査に比べて多額の費用が必要です。

ガイドラインでは、一次検査に要する費用の負担を最小限にとどめるとの配慮から、一般的な血液学的検査の項目を赤血球数またはヘマトクリット値のどちらか一方、および白血球数としました。赤血球数とヘマトクリット値は、異常がある場合、一般に相関性を示すことが多いのでスクリーニング検査としての一次検査ではどちらか一方を実施すればよいと判断しました。また、白血球数に関しては、一次的には、総数の算定を行うべきであると考えました。ここに示した以上の項目については、二次検査あるいは精密検査で実施することを推奨します。

なお、犬糸状虫は、発生頻度が高く、いわゆる予防薬の投与を行っていない犬では現在でも高率に寄生が認められること、さらに寄生を受けると著しい病害が発生することから、きわめて重要な犬の疾病であるといえます。そのため、犬糸状虫の寄生の検査として、そのマイクロフィラリアの検出を一次検査に含めることにしました。ただし、犬糸状虫では、成虫が寄生していても、末梢血中にマイクロフィラリアが出現しないオカルト感染の例が多数認められることが知られています。とくに近年、予防薬の普及にともない、オカルト感染例が増大している傾向があります。したがって、ここでマイクロフィラリアが陰性であっても、犬糸状虫の寄生が否定されることにはならない点に留意すべきです。

## 8) 糞便検査

実施が推奨される糞便検査項目は、以下のとおりとする。

### ①理学的性状

糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭気、未消化物および異物等の混在の有無

### ②寄生虫学的検査

原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、糸虫の片節

**解説**

糞便検査は、検体の採取が犬に侵襲を与えないという利点を有し、また、実施にあたっては、とくに特殊な機器を必要とせず、比較的容易に行うことができる検査です。

糞便検査から得られる情報量は、血液学的検査に比べればはるかに少ないのですが、消化管における異常の発見、とくに消化管内寄生の寄生虫類の検出には必須です。現在でも、各種の寄生虫は高率に犬に認められており、糞便検査を身体障害者補助犬の健康診断の一次検査として実施することには、大きな意義があるといえます。

**【二次検査】**

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施する。

**解説**

二次検査は、一次検査において何らかの異常が見出された場合に実施します。ここでは、一次検査から割愛した種々の一般的検査を二次検査としました。

ただし、一次検査の際に認められた異常の原因がある程度特定される場合には、各々の例に対応した精密検査を実施すべきであり、ここに規定する二次検査の実施は必ずしも行う必要はありません。

**1) 血液生化学的検査**

実施が推奨される血液生化学的検査項目は、以下のとおりとする。

- ① グルコース
- ② 尿素窒素
- ③ 総蛋白
- ④ アラニンアミノトランスフェラーゼ  
(グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ)
- ⑤ 犬糸状虫成虫循環抗原
- ⑥ 抗レプトスピラ抗体

**解説**

血液生化学的検査も血液学的検査とならんで、現在、多種の検査項目が行われるようになってきました。ただし、血液生化学的検査の実施に際しても、二次検査とはいえ、前述の一次検査における血液学的検査と同様にスクリーニング検査としての位置づけをかんがみて、費用の負担を軽減するために、推奨する項目を必要最小限にとどめることとしました。

すなわち、一般的な血液生化学的検査項目としては、グルコース濃度(血糖値)、総蛋白濃度、アラニンアミノトランスフェラーゼ(グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ) 活性の測定のみを推奨しました。これらの検査成績に異常が認められた場合には、さらに精密検査において対応すべきと判断します。

また、犬糸状虫についてはすでに述べましたが、マイクロフィラリア検査のみでは確実に成虫寄生の可能性を否定することが不可能です。したがって、血清中に存在する犬糸状虫成虫の循環抗原(分泌・排出抗原)の検査が広く行われるようになってきました。なお、循環抗原は、一般に寄生虫体数やその性によっては検出されないことがありますが、マイクロフィラリア検査に加えて実施することにより、さらに検査の確度が増大するといえます。

レプトスピラは人と動物の共通の感染症として重要であり、ガイドラインにおいては、実施すべき予防接種の一つとして犬レプトスピラ病ワクチンを掲げています。二次検査においては、レプトスピラ病の診断のための抗体検査を実施することを推奨します。

**2) 尿検査**

実施が推奨される尿検査項目は、以下のとおりとする。

- ① 理学的性状  
尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH
- ② 化学的性状  
糖質、蛋白質、血色素(潜血)、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩

**解説**

尿検査は、検体の採取がやや困難であるという難点を有します。しかし、尿検査により得られる情報の量は多く、また、有用です。加えて、尿検査の多くの項目は、尿検査試験紙を用いることにより、きわめて簡便に、かつ低価格で実施することが可能です。二次検査には尿検査を行うことが求められます。

**3) 糞便検査**

下痢、血便等が認められた場合には、糞便の細菌検査等を実施する。

**解説**

一次検査において下痢や血便が認められた場合には、それが人と動物の共通の感染症によるものである可能性を考慮し、原因を特定するための一助として糞便の細菌検査などを実施すべきです。

**【精密検査】**

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施する。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて適宜に選択する。

**解説**

一次検査において異常が見出され、その原因がある程度特定された場合、あるいは二次検査においてさらに異常が認められた場合には、精密検査を実施します。

病態は症例によりさまざまであり、個々の例において異なるため、ガイドラインでは精密検査の実施項目はあえて規定せず、担当する獣医師が各々の症例に応じた適切な項目を選択するものとします。

なお、以上の種々の検査により身体障害者補助犬に疾病が認められた場合には、すみやかにそれに対する対応を行います。

この際、身体障害者補助犬が多なる労力をはらって育成されたものであり、また、その使用者にとってはかけがえのないパートナーであること

を考え、狂犬病のようなきわめて特殊な疾病でない限り、できる限りの獣医学的治療を試み、疾病の早期治癒をはかり、再び良好に活用できるように全力を尽くすことが望めます。

ただし、身体障害者補助犬が罹患した疾病が人への感染性を有するなど、公衆衛生上の危害を及ぼす可能性があるとは判断される場合には、完全に治癒し、そうした危険性が消失するまでの期間、屋外における活用や、少なくとも不特定多数の者が利用する公共施設への同伴などは控えるべきです。この場合、補助犬の使用を制限する期間ならびに範囲は、各々の例の病態により異なり、治療を担当する獣医師の判断によるところが大きいといえます。獣医師は、社会的な影響などを十分に考慮したうえで、適切な判断を下すように心がける必要があります。

**6 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等**

身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的実施することは必須であり、加えてその他の疾病予防措置等を講ずることが望ましい。

**解説**

身体障害者補助犬の衛生確保のためには、疾病の予防、とくに人獣共通感染症の予防を積極的に行うことが重要です。このための方策としては、各種の予防接種ならびにその他の疾病予防措置があります。ここでは、「獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等」として項目を設定しましたが、その内容については、疾病の重要性および人への感染性などを考慮して、実施すべきものと実施が望まれるものに分けました。また、とくに全例に対して実施が望まれるものではありませんが、避妊および去勢処置についても考察を加えました。

**【実施すべき予防接種】**

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは、以下のものとする。  
これらのワクチンの接種頻度は、1年1回とする。

## 1) 狂犬病ワクチン

## 2) 犬レプトスピラ病ワクチン

## 3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

**解 説**

現在、犬に対して各種のワクチンが開発され、使用されています。犬の健康そのものを考えるとき、より多くの疾病予防措置を行うことが望まれます。ただし、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理という観点からは、この目的に合致したワクチンのみの接種を推奨することとし、狂犬病ワクチン、犬レプトスピラ病ワクチン、犬パルボウイルス感染症ワクチンの3種を実施すべき予防接種として設定しました。

ただし、現在、犬へのワクチンの接種は、いわゆる混合ワクチンが多く用いられています。現実には、獣医師にワクチン接種を依頼する際、混合ワクチンが使用され、ここに推奨する以外の各種疾病に対するワクチンが同時に接種されることも多々あると思われます。ここでは上記の3種のワクチン接種を実施すべきものと設定しましたが、これはこの3種のみを接種すべきと推奨しているのではなく、各々の犬に対してこれ以上のワクチンが接種されることを否定しているわけでもありません。

なお、ワクチンの接種は、使用される各種製剤の用法・用量にもとづいて行われるべきであり、実施頻度に関してはそれらにもとづいて1年1回としました。

## 1) 狂犬病ワクチン

狂犬病は、人と犬の共通の感染症としてもっとも重要なものです。狂犬病ワクチンの接種は、狂犬病予防法によりすべての犬に対して義務づけられており、身体障害者補助犬に限って接種が推奨されるものではありません。

現在、わが国における狂犬病の発生はありませんが、わが国を取り巻く国際環境を考慮するとき、狂犬病が日本国内で発生する可能性が皆無とはいえません。狂犬病予防法を遵守し、ワクチンの接種を行うべきです。

## 2) 犬レプトスピラ病ワクチン

犬レプトスピラ病も人と動物の共通の感染症として重要であり、犬から人への感染が成立します。この点から、犬レプトスピラ病ワクチンの接種の実施を推奨しました。

## 3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

犬パルボウイルス感染症は、人に感染する疾病ではありません。しかし、犬が本症に罹患すると、激しい下痢を発症します。身体障害者補助犬として糞便の排泄が訓練されていたとしても、こうした疾病に罹患した場合には、適切な排泄行動が保たれるか疑問です。また、本症における下痢便は著しい悪臭を発するため、公共的な施設内で犬が排便した場合の公衆への悪影響は計りしれないものがあります。こうした観点から、犬パルボウイルス感染症ワクチンの接種も実施すべきものとして設定を行いました。

**【実施が望まれる疾病予防措置】**

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防措置を講ずることを推奨する。

**解 説**

実施が望まれる疾病予防措置の対象として、犬糸状虫とノミおよびマダニを設定しました。これらの寄生虫は、上記の狂犬病や犬レプトスピラ病に比べた場合、人と動物の共通の感染症としての重要性はやや低いと考えられますが、できる限り予防することが望ましいと思われます。

## 1) 犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）

犬糸状虫症予防薬を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

**解 説**

犬糸状虫症は人と動物の共通の感染症です。ただし、犬から人への直接の感染は成立せず、中間宿主である蚊の吸血の際に人への感染が起こり得ます。そのため、公衆衛生的な観点からすれば、犬における本症の予防

は必須とはいえません。しかし、自然界における犬系状虫の主たる保虫宿主は犬であり、保虫宿主の対策を講ずることは、間接的に人と動物の共通の感染症である犬系状虫の減少をもたらすこととなります。

また、犬系状虫症は、犬の疾病としてはきわめて重要であり、本症に罹患した犬が死亡することはまれではありません。あるいは死には至らなくとも、基礎疾患として存在する場合には、他の人と動物の共通の感染症を含むさまざまな疾患に罹患しやすくなるといえます。この点からの犬系状虫症の予防は重要です。

現在、臨床的な犬系状虫症の発生は激減していますが、予防薬の投与を受けていない犬における寄生は、依然としてきわめて高頻度であることが知られています。身体障害者補助犬に対しても、本症の予防措置を講ずることを推奨します。

## 2) ノミおよびマダニの寄生予防

ノミおよびマダニの駆除薬、とくに残効性が高い薬剤を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

### 解説

犬に寄生するノミは、主にイヌノミとネコノミであり、近年はとくにネコノミの寄生例が増加していることが知られています。また、現在、わが国においては、人に寄生するヒトノミの発生は認められず、人体寄生のノミはほとんどがペット由来のノミ、とくにネコノミです。一方、犬に寄生するマダニとしては、キチマダニやフタトゲチマダニなどが知られていますが、これらの各種のマダニ類も人に寄生します。

ノミやマダニが人に寄生した場合、容易に診断ができ、また駆除も容易であることから、人と動物の共通の感染症としての重要性は高くはありません。しかし、寄生を受けると著しい掻痒や皮膚炎、その他の症状を発生します。また、ノミやマダニの寄生を受けている犬は、他者に多大な不快感を与えます。したがって、ノミおよびマダニについても、寄生の予防を行うことが望まれます。

### 【避妊および去勢処置】

発情期における問題行動の発生、および発情期にある他の犬から問題行動

を受ける可能性がある例においては、避妊手術あるいは去勢手術の実施、または発情回避のための薬物のインプランテーションを行うことを推奨する。

### 解説

適切な訓練が施された身体障害者補助犬の場合は、避妊あるいは去勢処置を実施しなくても、多くの問題はないと思われ、発情期に問題行動を示したり、他の犬から問題行動を受けることがない限り、とくに避妊および去勢の実施を推奨する必要はないと判断しました。

ただし、身体障害者補助犬が雌である場合、健康な犬ではおおむね1年に2回の発情を示し、この際、発情前期に約10日の外陰部出血を生じます。不特定多数のものが利用する公共的施設における発情出血は、他者に不快感を与えることが予期されます。また、発情期に雄犬に遭遇した場合、これを誘引し、補助犬としての活動に支障をきたす可能性は否定できません。こうした問題が懸念される例では、あらかじめ避妊措置を実施しておくのも問題を避ける一つの方法です。

なお、避妊および去勢の実施に際しては、外科手術のほか、発情回避のための薬物のインプランテーションも推奨される方法として示しました。



## 7 「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成とその活用

身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の記録およびその証明のため、「身体障害者補助犬健康管理記録」を作成し、活用することが望まれる。

### 解説

ガイドラインでは、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の方策として、使用者による健康状態の観察および被毛などの管理、獣医師による健康診断と予防接種およびその他の疾病予防措置などを策定しました。これらの作業を円滑に実施し、また、公共的施設の利用に際して適切な健康管理が実施されていることを証明するため、手帳形式の「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成を推奨しました。

## 1) 作成および配布

本ガイドラインでは、「身体障害者補助犬健康管理記録」を作成し、身体障害者補助犬の利用者に配布することを推奨する。

「身体障害者補助犬健康管理記録」の内容としては、次章（第3章「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成）の記載を提案する。

### 解説

「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成に関して、現状では、健康管理記録を発行および配布する主体を規定することができませんが、今後の行政などの適切な対応が望まれます。(注)

(注) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成14年10月1日）の3「身体障害者補助犬健康管理記録について（施行規則第5条関係）」を参照。

## 2) 補助犬使用者による管理および保持

身体障害者補助犬の飼養者および利用者は、「身体障害者補助犬健康管理記録」を管理および保持するものとする。また、自らが行う健康状態の観察ならびに被毛等の管理の記録を「身体障害者補助犬健康管理記録」に記載する。

### 解説

身体障害者補助犬の健康管理の一環として使用者による健康状態の観察ならびに被毛などの管理を掲げましたが、その記録のために健康管理記録を利用することを推奨します。

## 3) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施し、あるいは予防接種およびその他の疾病予防措置等を施した獣医師は、その記録および診療機関名、獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理記録」に記載し、捺印する。

### 解説

獣医師は、身体障害者補助犬の健康診断、あるいは予防接種およびその他の疾病予防措置などの記録をみずからの診療記録簿に記載すると同時に、「身体障害者補助犬健康管理記録」へも記載するものとします。これにより、補助犬使用者の転居などにより健康管理を依頼する獣医師が変更された場合にも、円滑に記録の引継ぎが行われると考えられます。

## 4) 第三者への提示

身体障害者補助犬の利用者は、当該犬を利用する際には「身体障害者補助犬健康管理記録」を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、それを提示、また、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

### 解説

不特定多数の者が利用する施設などにおいて身体障害者補助犬を使用する際、健康管理記録を提示することにより、当該犬が身体障害者補助犬であること、さらに衛生確保のための適切な健康管理が実施されていることを証明することが可能となります。また、施設側から、あるいはその施設を利用している他者から、当該犬が身体障害者補助犬であるか、適切な健康管理が行われているかなどの疑義が持たれた場合にも、健康管理記録の提示により、円滑にこれに対応することが可能となると思われます。

## 第3章

## 「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成



## 1 健康管理記録作成の目的

身体障害者補助犬の健康管理を適切かつ円滑に実施するためには、補助犬の使用者と獣医師の間の連携が密接に保たれる必要があります、これを実現する方法として両者が互いに記入する記録簿を作成することが望まれます。

また、使用者および獣医師によりそれぞれ行われる補助犬の健康管理のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるように努めることも重要です。

以上の要件を充足させるため、身体障害者補助犬の健康管理の記録およびその証明を行うことを目的として、手帳形式の「身体障害者補助犬健康管理記録」を作成し、活用することを推奨します。



## 2 健康管理記録の内容に関する検討

前項の目的を達するため、「身体障害者補助犬健康管理記録」には、補助犬およびその使用者に関する情報のほか、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」、さらに使用者による健康管理の記録ならびに獣医師による健康管理の記録を記載します。

## 1) 補助犬に関する情報

補助犬の個体情報として記載すべき項目は、以下のとおりとします。

- ①補助犬の写真（使用者とともに撮影されたものが望ましい）
- ②愛称
- ③補助犬の種別  
盲導犬、介助犬、聴導犬の別を記載する。
- ④補助犬番号  
「身体障害者補助犬法」第12条に規定されている「厚生労働省令で定める表示」により付与されると考えられる番号を記載する。
- ⑤狂犬病予防法にもとづく犬の登録番号
- ⑥マイクロチップ番号  
(マイクロチップを使用している場合に記載)
- ⑦品種
- ⑧性別
- ⑨生年月日
- ⑩使用開始年月日
- ⑪毛色
- ⑫毛質
- ⑬毛色・毛質以外の外貌標徴
- ⑭補助犬育成団体の住所および名称等

## 2) 使用者に関する情報

補助犬使用者の情報として記載すべき項目は、以下のとおりとします。

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥ファクシミリ番号
- ⑦電子メールアドレス
- ⑧上記以外の連絡先

### 3) 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

健康管理記録を提示〔次項（健康管理記録の利用方法に関する検討）参照〕する際などに、当該補助犬の衛生確保のために適切な健康管理が行われていることを証するため、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の全文を健康管理記録に記載します。

#### 4) 使用者による健康管理の記録

補助犬使用者は、みずからが使用する補助犬の健康状態の観察と被毛などの管理を行いますが、その際に異常が認められた場合には、健康管理記録にその旨を記載するとともに、すみやかに獣医師の診断を受けるように努めます。

また、体重の測定にあたっては、毎回、本健康管理記録に測定値を記入します。

以上の目的のため、使用者による記録用のページを設けます。なお、健康状態の観察において異常が認められた場合の記載ページと体重の記載ページは項を分けるものとします。

#### 5) 獣医師による健康管理の記録

補助犬の健康管理に係る獣医師は、使用者からの要請にもとづき、定期的に健康診断を行うとともに、予防接種およびその他の疾病予防措置などを実施するが、それらの記録をみずからの診療施設の診療記録簿に記載するとともに、健康管理記録にも記載を行います。

この目的のため、獣医師による記録用のページを設けます。ただし、健康診断の記録と予防接種およびその他の疾病予防措置などの記録を分けることはせず、時系列にしたがって順次記載を行うものとします。

## 3 健康管理記録の利用方法に関する検討

「身体障害者補助犬健康管理記録」は、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理を適切に遂行するため、使用者および獣医師が互いに記載

を行い、両者の便をはかるものとします。

また、国などの機関、公共交通機関および不特定多数のものが利用する施設に補助犬を同伴する際には、健康管理記録を提示し、あるいは提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましいといえます。

#### 1) 使用者による利用

身体障害者補助犬の使用者は、健康管理記録の記録を参照することにより、補助犬の健康管理の推移を把握します。

また、健康診断と予防接種およびその他の疾病予防措置などの実施を依頼する獣医師を変更する場合には、健康管理記録を提示し、すみやかに以前の状況を伝えることができるようにします。

#### 2) 獣医師による利用

身体障害者補助犬の健康診断ならびに予防接種およびその他の疾病予防措置などを実施する獣医師は、健康管理記録の記録を参照することにより、補助犬の個体識別を行うとともに、健康管理の推移を把握します。

また、新たに補助犬の健康管理に係る場合には、健康管理記録の記載からすみやかに以前の状況を認知するように努めます。

#### 3) 第三者への提示

身体障害者補助犬の使用者は、当該犬を使用する際には、健康管理記録を絶えず携行し、国などの機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、これを提示、あるいは提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましいといえます。

すなわち、健康管理記録の提示によって、補助犬がその衛生確保のために、適正な頻度で適切な方法により健康管理が行われていることを証するように努めるべきです。





## 第4章

# 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発



## 1 ガイドライン啓発の目的

身体障害者補助犬法の施行により身体障害者補助犬が広く社会に受け入れられ、それにともない、不特定多数のものが利用する諸施設に身体障害者補助犬が立ち入り、不特定多数の人間と直接的あるいは間接的に接触するようになることが予想されます。

この際の公衆衛生の確保を目的として「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を策定しました。ただし、本ガイドラインは、身体障害者補助犬の利用者に対して、その使用にあたって実施すべき健康管理を推奨したものであり、広く社会一般に衛生確保の方策を示すものではありません。

身体障害者補助犬についてその衛生が十分に確保されていることは、諸施設の利用に際し、当該犬の利用者が「身体障害者補助犬健康管理記録」を提示するなどの措置を講ずることにより証明できると考えますが、加えて広く社会一般に対して、身体障害者補助犬の衛生管理が適切に行われるためのガイドラインの概略を示すことも重要であり、それにより身体障害者補助犬の衛生に関する理解が得られると思われま

す。すなわち、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発活動を行うことが望まれ、その方略について若干の検討を実施しました。



## 2 啓発方法に関する検討

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を広く社会に啓発し、補助犬の衛生確保を適正に実施していくために、啓発活動として小冊子の発行とシンポジウムの開催を推奨します。

### 1) 小冊子の発行

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインの作成に関する研究」の報告として取りまとめた内容、とくに「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を補助犬利用者および関係者のみならず、社会一般に広く知らしめるため、小冊子として取りまとめ、配布することを推奨します。

なお、その内容は、専門家以外のものが容易に理解できるように平易に記述するものとします。

小冊子の内容案を以下に併載しました。

### 2) シンポジウムの開催

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインの作成に関する研究」の研究成果を広く公表するため、身体障害者補助犬の衛生確保に関するシンポジウムを開催することが望まれます。

### 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」 啓発用小冊子内容案

#### 《身体障害者補助犬とは》

盲導犬、介助犬、聴導犬を合わせて身体障害者補助犬といいます。

#### 《身体障害者補助犬法とは》

身体障害者補助犬の育成者と使用者の義務を定めるとともに、国などが管理する施設や公共交通機関などに身体障害者補助犬を同伴できるように

し、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与するために作られた法律です。

この法律では、国などの機関、公共交通機関のほか、不特定多数のものが利用する施設（ホテル、レストランなど）への補助犬の同伴が認められています。これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種および検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。」と規定されています。

### 《身体障害者補助犬の衛生確保の必要性》

身体障害者補助犬の使用にあたっては、その犬の健康を維持し、犬の生活の質（Quality of Life）を高めなければならないのはもちろんですが、使用者以外の人に迷惑を及ぼさないようにすることも大切です。

すなわち、他の人に不快感を与えないように、犬を清潔に保たなければなりません。また、万一にも、犬から人に病気がうつることのないように、病気の予防についても十分な配慮が必要です。

このために、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が作成されています。身体障害者補助犬は、このガイドラインにしたがって健康管理が行われることが望まれます。

ガイドラインは、身体障害者補助犬の衛生確保のために、以下のような健康管理を推奨しています。

### 《「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」とは》

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のために行うべき作業の内容を定めたものです。

ここでは、その作業を行うものとして、

- ①補助犬の使用者
- ②獣医師

の2者をあげています。補助犬の使用者が衛生管理の中心になるべきなのはもちろんですが、より専門的な方法で衛生を確保していくためには、獣医師の協力が不可欠です。

また、補助犬の使用者が行う作業と獣医師が行う作業はそれぞれ、

- ①犬の健康状態の観察あるいは病気の診断に係る作業
- ②衛生確保のための予防的な作業

に分けられています。

すなわち、このガイドラインで推奨される作業は、

- ①補助犬使用者による健康状態の観察
- ②補助犬使用者による被毛等の管理
- ③獣医師による健康診断
- ④獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

となっています。

また、これらの4つの大きな作業に加え、

- ①補助犬利用者と獣医師間の連絡のため
- ②補助犬の衛生確保のための作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるため

「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成を試み、その活用を推奨しています。

### 《補助犬使用者による健康状態の観察》

動物の病気は、その飼養者が発見に努めることが重要です。したがって、身体障害者補助犬の使用者は、自身が使用する犬の健康状態について常に観察を行い、異常の早期発見に努め、もし異常が発見された場合にはすみやかに獣医師による診断を受けるようにしなければなりません。

使用者は、別に定められている「身体障害者補助犬健康チェック項目」にしたがって犬の健康状態の観察を毎日行い、さらに、体重の測定を1か月に1回の割合で実施することが推奨されています。

### 《補助犬使用者による被毛等の管理》

身体障害者補助犬は、不特定多数の人と接触することが多くなっています。そのため、身体障害者補助犬を常に清潔に保ち、他の人に不快感を与えないようにすべきです。また、爪が長くなりすぎて、建物の床を傷つけたりしないような配慮も求められます。こうした目的のため、補助犬の使

用者は、自身が使用する犬の被毛などについて、適切な管理を行う必要があります。

使用者は、以下にあげる管理を行うことが推奨されています。

### 1) 整毛

ブラシや櫛などを用いて整毛を行います。頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とすることが望まれます。

### 2) 皮膚および被毛の洗浄

シャンプー製品やリンス製品を用いて皮膚と被毛の洗浄を行います。頻度は、数週間ないしは1～2か月に1回程度とすることが望まれます。

### 3) 剪毛

はさみなどを用いて剪毛（毛刈り）を行います。頻度は、基本的には1年に1～2回とすることが望まれます。

### 4) 爪切り

爪切り器具を用いて爪切りを行います。その時期は、爪が伸びたときですが、犬が起立したときに四肢の爪が床面に接触しはじめたときを目安とします。

#### 《獣医師による健康診断》

身体障害者補助犬の衛生管理を適切に行うためには、獣医師の協力が不可欠です。

ガイドラインでは、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断が定期的実施されることを推奨しています。これによって、使用者に対する衛生管理の啓発が徹底されるとともに、病気にかかっている場合には早期発見、早期治療が可能となります。

獣医師による健康診断は、一般的な検査を一次検査とし、それによって異常が疑われた場合には、さらに二次検査を実施します。また、一次検査と二次検査で異常が認められた犬に対しては、必要に応じて各々の場合に

適した精密検査を実施します。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診と体温、脈拍数、呼吸数の計測は1年に2回以上、血液学的検査と糞便検査は1年に1回以上実施することが望まれます。二次検査と精密検査は、必要に応じて実施します。

#### 【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとします。

##### 1) 問診

補助犬の飼い主から犬の一般的な状態などを聞き取り、とくに前回の健康診断以降に異常がなかったか調べます。このとき、「身体障害者補助犬健康管理記録」を活用します。

##### 2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察します。

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無などとなります。

##### 3) 触診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察します。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態などとなります。

##### 4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部について打診を行い、異常の有無を観察します。

##### 5) 聴診

補助犬の主に胸部および腹部について聴診を行い、異常の有無を観察します。

聴診の主な対象は以下のとおりとします。

- ①心臓（心拍動のリズムの変化、心内雑音の有無、心膜の摩擦音の有無等）
- ②呼吸器系（喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等）
- ③消化器系（消化管の蠕動音等）

## 6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値から外れていないか検討します。

## 7) 血液学的検査

血液学的検査は、以下の項目について実施することが望まれます。

- ①赤血球数 または ヘマトクリット値
- ②白血球数
- ③犬糸状虫マイクロフィラリア

## 8) 糞便検査

糞便検査は、以下の項目について実施することが望まれます。

- ①理学的性状（糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭気、未消化物および異物等の混在の有無）
- ②寄生虫学的検査（原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、糸虫の片節）

### 【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施します。

### 1) 血液生化学的検査

血液生化学的検査は、以下の項目について実施することが望まれます。

- ①グルコース
- ②尿素窒素
- ③総蛋白

- ④アラニンアミノトランスフェラーゼ（グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ）
- ⑤犬糸状虫成虫循環抗原
- ⑥抗レプトスピラ抗体

## 2) 尿検査

尿検査は、以下の項目について実施することが望まれます。

- ①理学的性状（尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH）
- ②化学的性状（糖質、蛋白質、血色素（潜血）、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩）

## 3) 糞便検査

下痢、血便などが認められた場合には、糞便の細菌検査などを実施することが望まれます。

### 【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施することが望まれます。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて選択します。

### 《獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等》

身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的に行うことが必須です。また、その他の疾病についても、必要に応じて予防を行うことが推奨されています。

### 【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは以下のものとし、その接種頻度は1年1回とします。

- ①狂犬病ワクチン
- ②犬レプトスピラ病ワクチン

### ③犬パルボウイルス感染症ワクチン

#### 【実施が望まれる疾病予防措置】

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防を行うことが望まれます。

- ①犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）
- ②ノミおよびマダニの寄生予防

#### 【避妊および去勢処置】

発情期に問題行動を示したり、発情状態になっている他の犬から問題行動を受ける可能性があると思われる場合には、前もって避妊手術あるいは去勢手術の実施、または発情回避のための薬物のインプランテーション（埋没）を行うことが望まれます。

#### 《「身体障害者補助犬健康管理記録」の作成とその活用》

身体障害者補助犬の衛生管理の記録し、衛生管理を行っていることを証明するため、「身体障害者補助犬健康管理記録」を作成し、活用することが推奨されています。

#### 1) 管理と保持

身体障害者補助犬の使用者は、「身体障害者補助犬健康管理記録」を管理し、保持することが望まれます。また、自身で行う健康状態の観察ならびに被毛などの管理について、異常があった場合には「身体障害者補助犬健康管理記録」に記録します。

#### 2) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施したり、予防接種その他の疾病予防措置などを行った獣医師は、その記録および診療機関名、獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理記録」に記載し、捺印します。

### 3) 提示

身体障害者補助犬の使用者は、その犬を使用する場合、「身体障害者補助犬健康管理記録」を絶えず携行し、国などの機関、公共交通機関および不特定多数のものが利用する施設に同伴する際には手帳を提示したり、または、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望まれます。

**身体障害者補助犬の衛生確保のための  
健康管理ガイドライン**

---

2003年3月31日 第1版第1刷発行

厚生労働省健康局結核感染症課獣医衛生係  
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
TEL : 03-5253-1111 (内 2376、84)  
FAX : 03-3581-6251

---